

情報取扱責任者 各位

株式会社名古屋証券取引所
自主規制グループ長 鈴木 武久

合併等の組織再編、公開買付け、MBO等に関する適時開示実務上の取扱いの一部修正について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示をはじめ、当取引所の諸施策に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所では、合併、会社分割、株式交換及び株式移転（以下「合併等」という。）の組織再編行為や公開買付け等（MBOの場合を含む。以下同じ。）の適時開示の際に開示資料への記載を要請している開示事項等について、情報取扱責任者各位に対して、「合併等の組織再編、公開買付け、MBO等に関する適時開示実務上の取扱いの見直しについて」（平成18年12月14日付け名証自規G第35号）を通知いたしました。同通知のうち、「別紙 見直し後の開示事項及び開示上の注意事項等（会社情報適時開示ガイドブック記載内容の見直し）」について内容を一部修正し、別紙のとおり差し替えることとしましたので、お知らせ申し上げます。なお、修正の概要は下記のとおりです。

合併等の組織再編に関する取扱いの見直しについては1月15日から適用開始となっております。上場会社各社におかれましては、これらの行為の開示にあたっては開示の充実の趣旨に鑑み、投資者にとってわかりやすくかつ適切な開示をしていただきますようお願い申し上げます。また、公開買付け、MBO等につきましても、わかりやすくかつ適切な開示をしていただきますようお願い申し上げます。

（注）同通知（名証自規G第35号）にてお知らせしていますとおり、当面は、これらの行為に際しての具体的な開示にあたっては、名証の上場管理担当者まで開示内容について事前相談していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

合併等の組織再編に関して、相手会社が上場会社である場合は一定の要件に該当する場合に開示内容を省略できる取扱いの適用対象外（省略不可）とする旨を明記
合併等の組織再編に関して、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識を有する者の合併等の比率に関する見解を記載した書面の当取引所への提出の取扱いについて、誤解が生じないように表現を修正
その他文言の修正

別紙「見直し後の開示事項及び開示上の注意事項等（会社情報適時開示ガイドブック記載内容の見直し）」のうち、修正箇所については、太下線を付しています。

以上